

令和2年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)  
離島観光協会主導プロモーション／メディア等広告事業・調査分析  
宮古圏域周遊観光促進企画  
仕様書

1. 事業名

令和2年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)  
離島観光協会主導プロモーション／メディア等広告事業・調査分析  
宮古圏域周遊観光促進企画

2. 業務目的

公募型企画コンペティションにより委託事業者を決定した上で、宮古圏域内の周遊を促す新しい観光の仕方、観光コンテンツを提案し、構築する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月5日迄

4. 提案総額の上限

提案総額の上限は2,000,000円(税別)の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

5. 委託内容

(1) 宮古圏域の周遊観光促進、将来的な誘客に繋がる効果的なプロモーション展開と手法の提案

※宮古圏域とは…

宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島、多良間島、水納島

(2) 事業全体の効果測定

事業実施開始後～最低2か月間の効果を測定すること。

(3) 業務完了報告書の作成

- ・ 事業効果と共に、業務全体の分析・報告を取りまとめること。
- ・ 業務にかかった費用内訳と、その適正及び支払いを証明する信憑類を提出すること。

(4) 当協会と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

## 6. 具体的な企画提案内容

### (1) 宮古圏域の周遊観光促進を図るためのプロモーションの企画提案及び実施

(例)

- ・ 宮古圏域の周遊を促すような新たな観光のかたちの提案
- ・ オールシーズンの宮古圏域の魅力発信を行い、リピーターを獲得
- ・ 宮古圏域を訪れたことのない人へ具体的な周遊の仕方、宮古圏域を何度も訪れているリピーターへは新しい観光（周遊）の仕方を提案
- ・ コロナ禍で延期又は中止となったイベントを紹介し、感染拡大終息後イベント再開時の来島を促す。

### (2) コロナ禍において旅行を控える人に対し、来島せずとも宮古圏域観光を楽しむ新たな観光コンテンツを訴求し、感染拡大終息後の将来的な誘客に繋げる企画提案及び実施

### (3) 事業全体の効果測定手法の提案

### (4) 事業スケジュールの提案

### (5) 企画実施体制

## 7. 受託事業者が提出すべき成果物の一例は下記の通りとする。

成果物等の一覧（一例）

項目	内容
① コンテンツ及び素材データ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作成した WEB 記事等の電子データを USB にて提出・・・2部</li><li>・ 本業務で使用した映像及び画像等の素材の電子データを USB にて提出・・・2部</li><li>・ 成果物、映像及び画像素材の PDF データ（確認閲覧用）・・・2部</li></ul>
② 業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書 2 部及びデータでの提出
③ PR ツール	本業務で作成したパンフレット・ポスター・ノベルティ等（各 2 点）
④ その他	業務実施にあたって製作した成果物（各 2 点）

※事業における成果物等については、メインロゴとして「Be.Okinawa」のロゴ、必要に応じて「沖縄県・(一社)宮古島観光協会」のクレジットを掲示すること。(Be.Okinawa のロゴは契約締結後に当協会よりデータを提供する。)

## 8. スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

(1) 実施開始時期：令和2年12月中旬

(2) 成果物及び業務完了報告書の提出：最終提出日を令和3年3月5日（金）

※ただし新型コロナウイルスの影響により、事業開始時期の遅延や実施期間中の中断等の事由が発生する場合がある。スケジュールに関しては当協会と随時協議の上、決定する。

## 9. 瑕疵担保責任

当協会への引渡日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

## 10. 著作権等

(1) 当事業における成果物の著作権、著作隣接権等の知的財産権は全て当協会に帰属するが、令和2年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)終了後は、全て沖縄県に帰属する。

(2) 著作者人格権については行使しないものとする。

(3) 当受託業務にあたり、成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めて全て受託事業者において責任を負うものとする。

## 11. 注意事項

(1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容を全て実施することを保証するものではない。

(2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。

(3) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。

(4) 本業務にて作成する各媒体へ掲出する掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて当協会も校正を行う。

(5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる。

(6) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

(了)